

令和 6 年 3 月 1 1 日
江東区広報広聴課

こうとう区報制作方針

1. 基本方針

令和 6 年 3 月策定した「第 1 期江東区広報戦略」に定める以下の 3 つの視点に沿った区報を目指すこと。

(1) 伝わる広報

区民に区の意図した内容が伝わり、区民の意識を変え、行動を促す「伝わる広報」

(2) 求められる広報

区民ニーズを的確に捉え、ニーズに合った情報を伝える「求められる広報」

(3) 魅せる広報

区の取り組みや魅力を伝え、区民に「江東区いいね!」と思ってもらえるような「魅せる広報」

2. 基本的な方向性

(1) 伝わる広報

①区民の関心を喚起し、手に取り紙面を読んでもらえるよう、表紙デザインの工夫や魅力的な企画内容の検討を行うこと。特に特集面においては、区と協議の上「ターゲット (=誰の行動を変容したいのか)」を設定し、ターゲットに沿った特集を行うこと。

②必要な情報を見つけやすく、読んで伝わるよう、紙面レイアウトの改良やわかりやすい文章構成等の工夫を行うこと。

(2) 求められる広報

社会情勢や社会的な流行、区から提供する各種データ等に基づき、区民の関心ごとを捉え、区民のニーズに沿った特集を行うこと。

(3) 魅せる広報

区の取り組みや魅力を理解し、区民の関心を引き、共感が得られるような(区民が江東区に対し誇りや愛着が持てるような)、魅せ方の工夫を行うこと。

3. その他、留意事項

- ・区公式ホームページや、区公式 SNS (LINE・X・Facebook・YouTube) 等と一体となった情報発信 (メディアミックス) を行うこと。基本的には、区報で関心を引くとともに概要を伝え、ホームページや SNS で詳細を参照させるという形式とするが、ターゲットの年代や特性等に配慮し、掲載内容を調整すること。
- ・使用する色や字体など、障害者や高齢者にも配慮した紙面作りを行うとともに、ダイバーシティの視点から、自治体として不適切な表現となっていないか留意すること。